

1. 防災指針の概要

（１）背景と目的

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じている。このため、令和 2（2020）年 6 月の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化（防災指針の作成ほか）など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとされた。

本市においては浸水想定区域が市街地の一部に指定されており、居住誘導区域と重複する箇所も存在する。そのため、災害から少しでも被害の低減を図るために、居住誘導区域内等における災害リスクを把握し、対策を講じる必要がある。

（２）位置づけ・検討概要

防災指針は、国土強靱化計画、地域防災計画等の既往の防災に関する計画と整合や連携を図りつつ、特に居住誘導区域等における防災・減災に関するリスクと課題を分析し、防災・減災に向けた取組方針の検討や取組スケジュール・目標値を策定する。

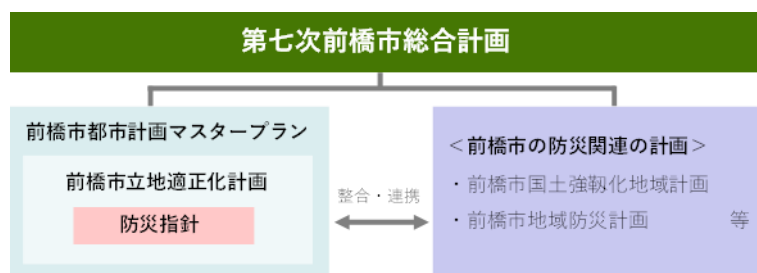


図 1-1 防災指針の位置づけ

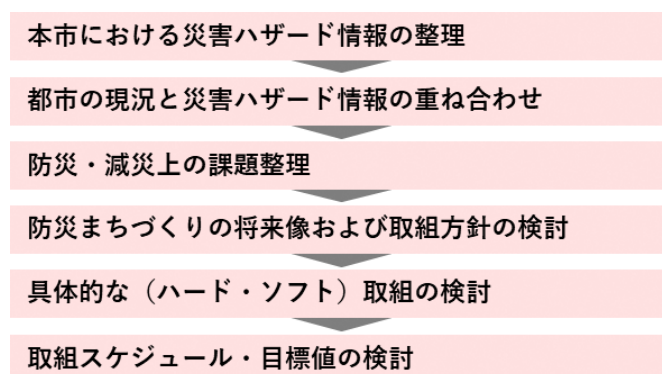


図 1-2 防災指針の検討手順